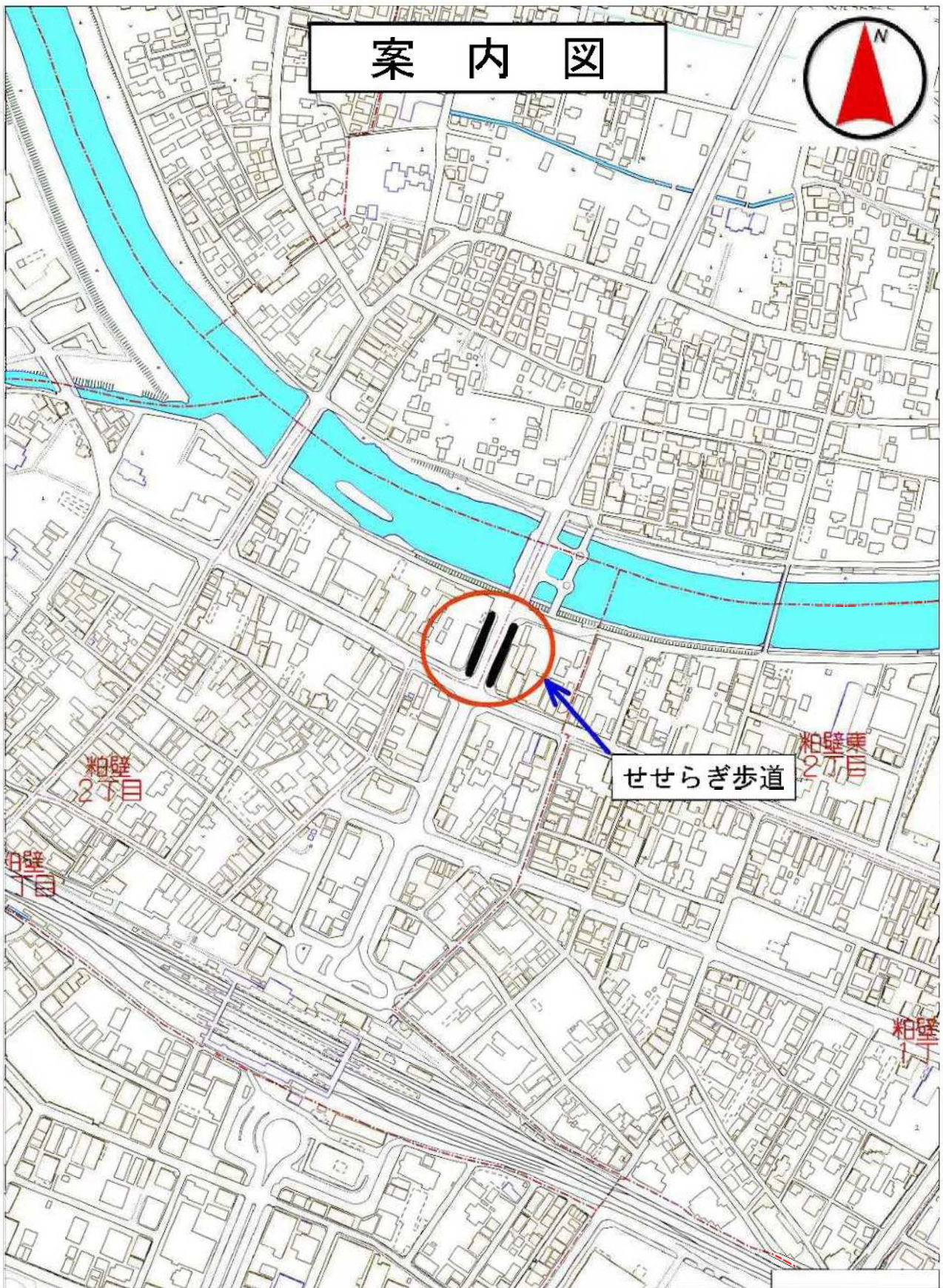


令和7年度								委 託 仕 様 書								市 単											
委 託 名				排水槽及びポンプ室清掃業務委託																							
委 託 場 所				春日部市南三丁目外3地内																							
路 河 川 名 称																											
事 業 名																											
業 務 大 要				○排水槽清掃V=39.8m³ ・谷原樋籠線地下道V=12.6m³(N=2回) ・区画街路1号V= 0.9m³(N=1回) ・せせらぎ歩道V=26.3m³(N=1回) ○せせらぎ歩道清掃A=1050m² ・せせらぎ歩道A=1050m²(N=13回) ○ポンプ室等清掃N=9回 ・谷原樋籠線地下道N=8回 ・せせらぎ歩道N=1回 ○集水枿清掃N=197箇所 ・谷原樋籠線地下道N=128箇所 ・藤通りN=69箇所																							

案内図

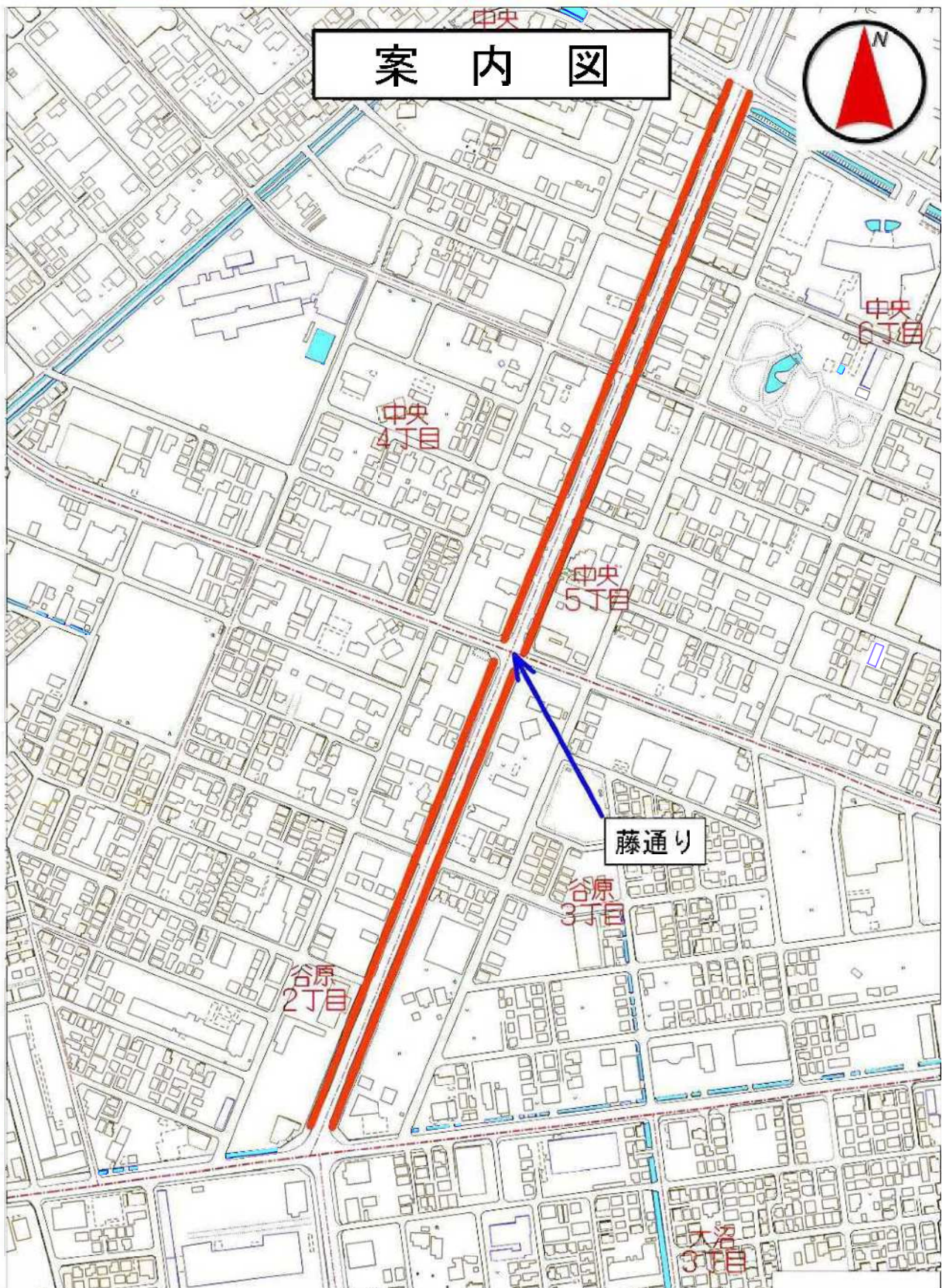


案内図

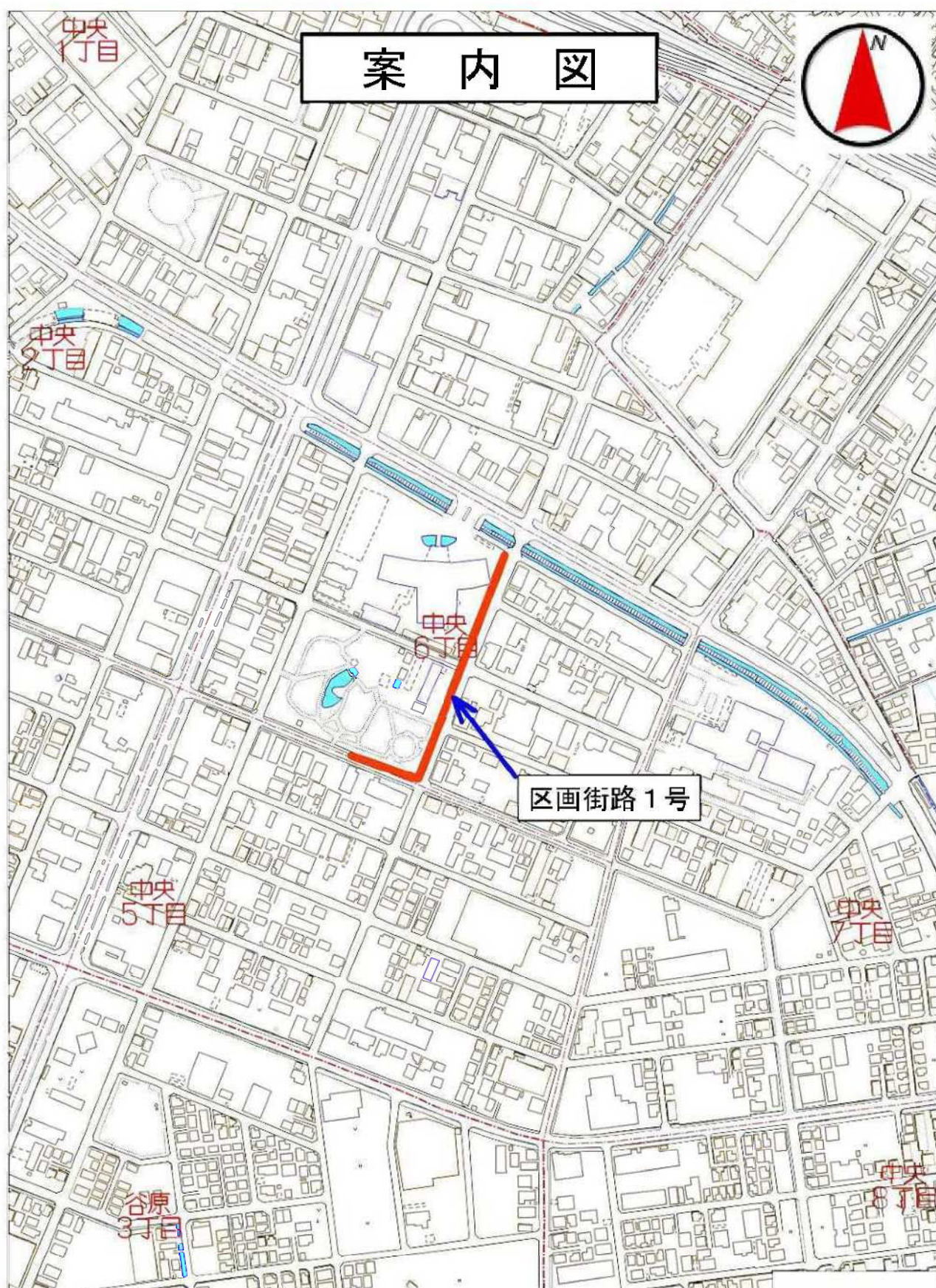


谷原樋籠線地下道

案内図



案内図



変 更 理 由							
備 考							
地 区	(0001) 県南	労務費補正		1.00	機械経費(賃料)補正		1.00
単価適用年月		(R0703) 令和07年03月					
工 期	当 初	自			至		
		日 数					
	変 更			至			
経費適用年月		令和07年03月					
主たる工種		道路維持工事					
施 工 地 域		市街地 (D I D 補正) (1) -1					
設 計	当 初 金 額			変 更 金 額			
	工事価格						
	消費税相当額						
	合計						
請 負	工事価格						
	消費税相当額						
	合計						
	請負増減額						
週休2日区分		採用しない					

本 工 事 費 内 訳 書									
工事区分	工種	種別	細別・規格	数	量	単 位	単 価	金 額	摘 要
道路維持・修繕						式			
				1					
_ 道路維持						式			
				1					
_ _ 道路清掃工						式			
				1					
_ _ _ 清掃工						式			
				1					
_ _ _ _ 排水槽清掃						m3			第1号一位代価表
				39.8					
_ _ _ _ セセラぎ清掃						m2			第2号一位代価表
				1,050					
_ _ _ _ ポンプ室等清掃						回			第3号一位代価表
				9.0					
_ _ _ _ 集水桝清掃						箇所			第4号一位代価表
				197					
_ _ _ _ 汚泥処分						m3			第5号一位代価表
				55.2					
_ 【交通誘導警備員】						式			
				1					
_ _ 【交通誘導警備員】						式			
				1					

本 工 事 費 内 訳 書									
工事区分	工種	種別	細別・規格	数	量	単 位	単 価	金 額	摘 要
_ _ _ 【交通誘導警備員】					1	式			
_ _ _ _ 交通誘導警備員 B						人			第6号一位代価表
_ 直接工事費					1	式			
_ _ 共通仮設費計					1	式			
_ _ _ 共通仮設費（率分）					1	式			
_ 純工事費					1	式			
_ _ 現場管理費					1	式			
_ 工事原価計					1	式			
_ _ 一般管理費等					1	式			
工事価格					1	式			
_ 消費税相当額					1	式			

本 工 事 費 内 訳 書								
工事区分	工種	種別	細別・規格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
工事費合計					式			
				1				

建設技能労働者や交通誘導員等の現場労働者にかかる経費として、労務費のほか各種経費（法定福利費の事業者負担額、労務管理費、安全訓練等に要する費用等）が必要であり、本積算ではこれらを現場管理費等の一部として率計上している。

使用機械の機種・規格及び施工方法は特記仕様書等で定めのある場合を除き、受注者の責任において任意で定め施工すること。ただし、使用機械は、排出ガス対策、低騒音・低振動型建設機械を原則とし、機種や規格については、施工計画書等に明記すること。

第1号一位代価表

排水槽清掃

1.000 m3 当り

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
側溝清掃車運転		m3			第1号特殊施工
	1				
合 計		m3			

第2号一位代価表

せせらぎ清掃

100.000 m2 当り

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
吸引車運転		m2			第2号特殊施工
	100				
合 計		m2			
	(1		当り		

第3号一位代価表

ポンプ室等清掃

1.000 回 当り

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役		人			
普通作業員		人			
諸雑費		式			
	1				
合 計		回			

第4号一位代価表

集水桝清掃

100.000 箇所 当り

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役		人			
普通作業員		人			
諸雑費		式			
	1				
合 計		箇所			
	(1		当り		

第5号一位代価表

汚泥処分

1.000 m3 当り

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
汚泥処分		m3			
	1				
合 計		m3			

第6号一位代価表

交通誘導警備員B

1.000 人 当り

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
交通誘導警備員B		人			
合 計		人			

第 0001 号 一位代価表(特殊施工単価) 側溝清掃車運転
PJ0040

1.000 m3 当り

名 称 / 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
側溝清掃車 [ロータリブロー式] ホッパ容量 4.5～5.0 m3	hr				
一般運転手	人				
★軽油 1.2号	L				
合 計	1	m3	当り		

第 0002 号 一位代価表(特殊施工単価) 吸引車運転
PJ0050

100.000 m2 当り

名 称 / 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
側溝清掃車 [ロータリブロー式] ホッパ容量 4.5～5.0 m3	hr				
一般運転手	人				
★軽油 1.2号	L				
普通作業員	人				
合 計	1	m2	当り		

○排水槽清掃(谷原樋籠線・せせらぎ歩道・区画街路1号)

$$6.30 \times 2 + 0.88 + 26.3 = 39.8 \text{ m}^3$$

○せせらぎ清掃

$$(45.0 + 40.0) \times 0.95 \times 13 = 1,050.0 \text{ m}^2$$

○ポンプ室等清掃(谷原樋籠線・せせらぎ歩道)

$$8.0 + 1.0 = 9.0 \text{ 回}$$

○集水枿清掃

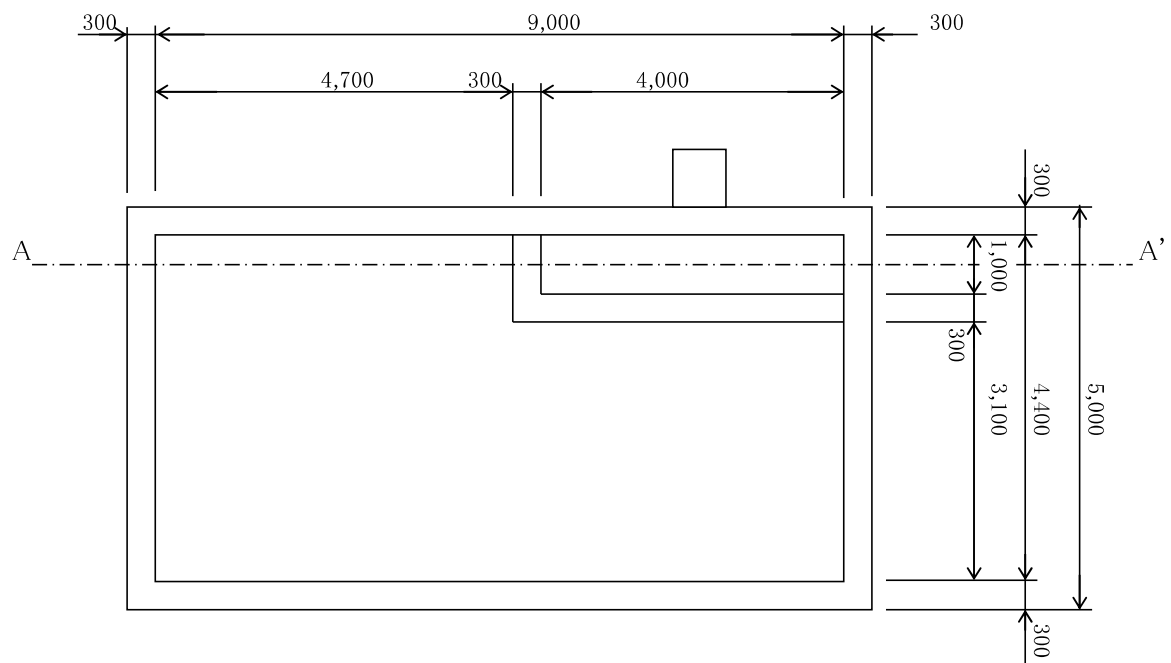
$$\text{谷原樋籠線地下道} = 128.0 \text{ 箇所}$$

$$\text{藤通り} = 69.0 \text{ 箇所}$$

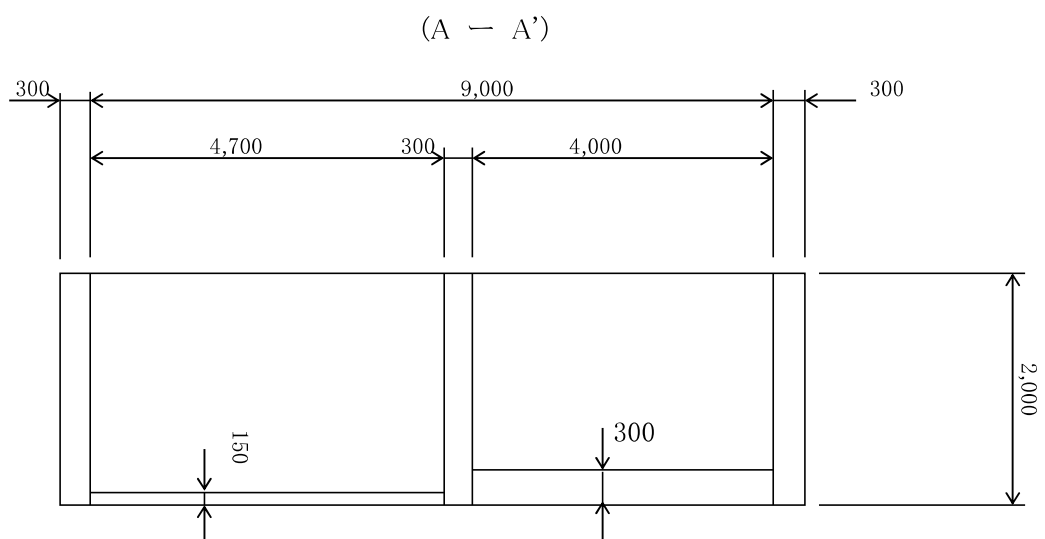
○汚泥処分

$$12.6 + 0.88 + 4.93 + 10.50 + 26.3 = 55.2 \text{ m}^3$$

排水槽平面図

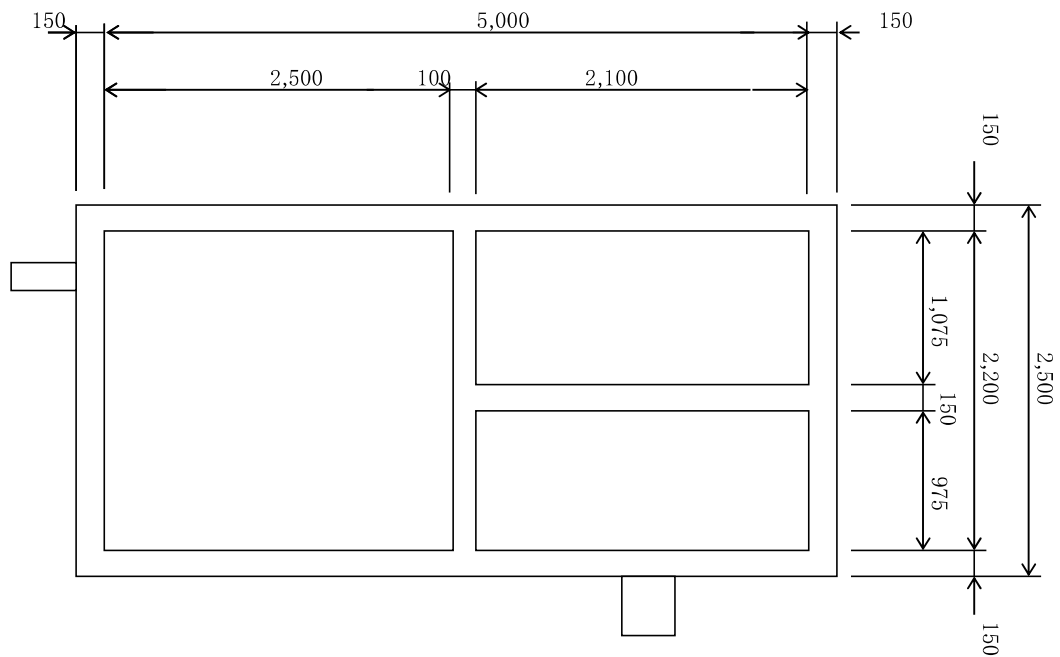


排水槽断面図

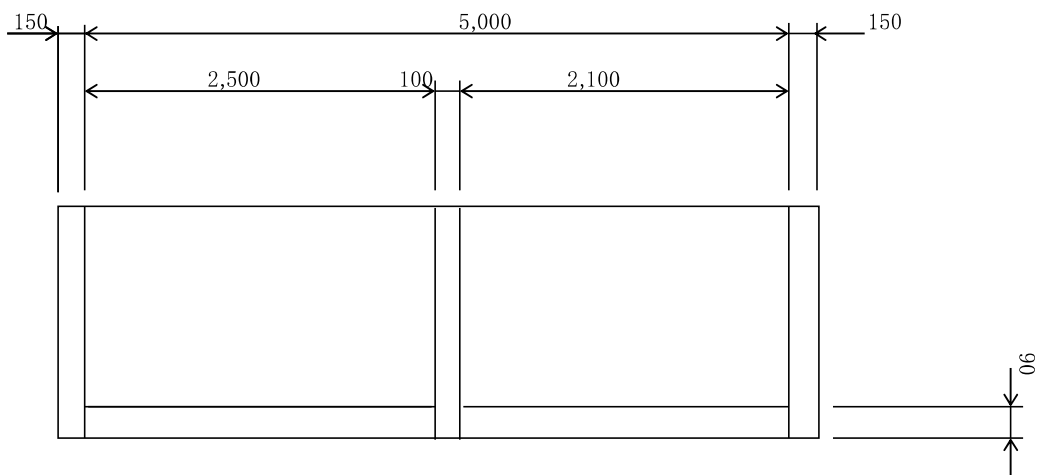


$$\text{堆積土砂} \quad (3.10 \times 9.00 + 1.30 \times 4.70) \times 0.15 + 1.00 \times 4.00 \times 0.30 = 6.30 \text{ m}^3$$

排水槽平面図

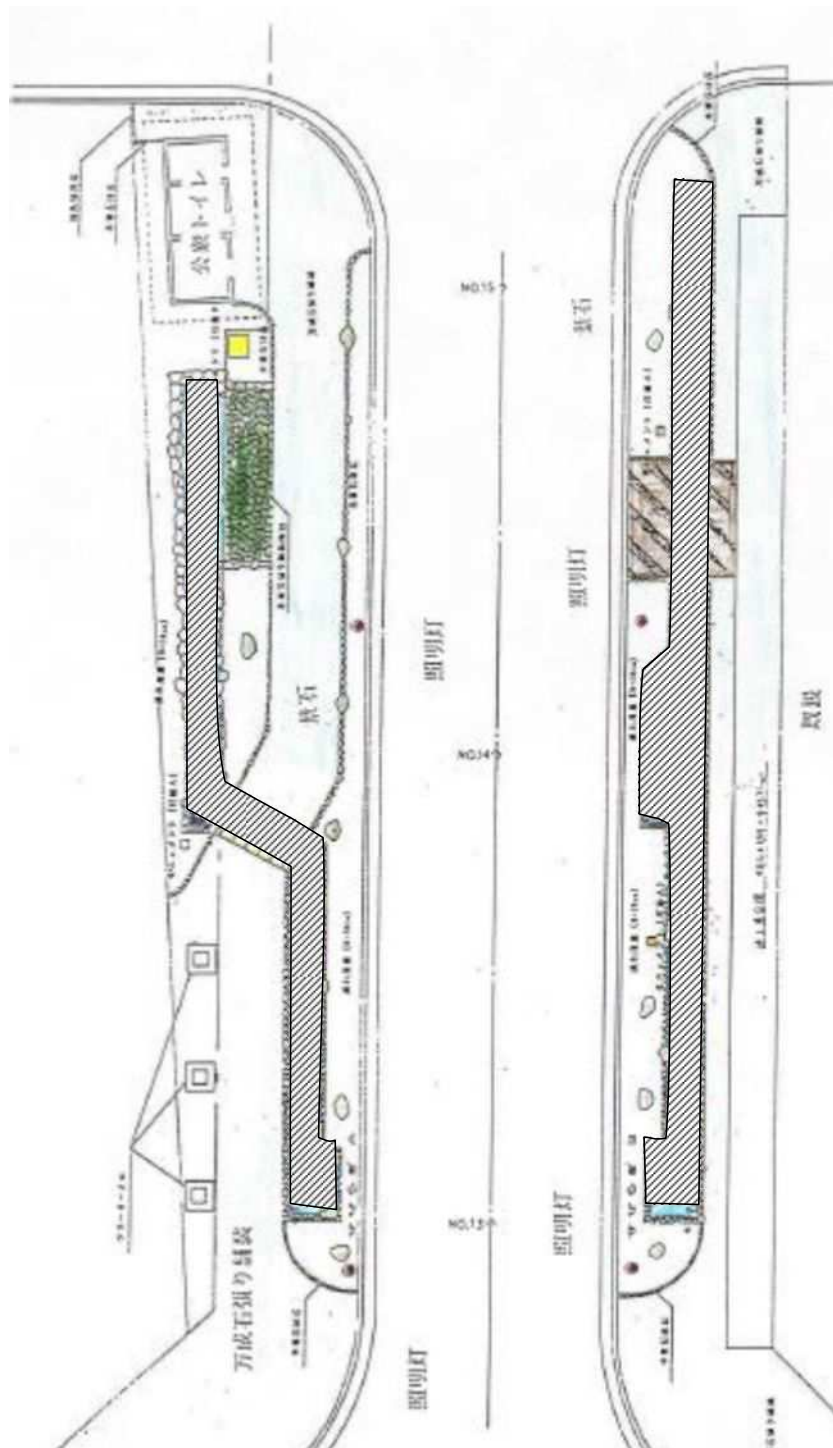


排水槽断面図



$$\text{堆積土砂} \quad 2.20 \times 2.50 \times 0.09 + (1.075 + 0.975) \times 2.10 \times 0.09 = 0.88 \text{ m}^3$$

せ
せ
ら
ぎ
清
掃
延
長
L=40m



せ
せ
ら
ぎ
清
掃
延
長
L=45m

せせらぎ清掃幅

= 0.95 m

堆積土砂 (45.0 + 40.0) × 0.95 × 13 × 0.01

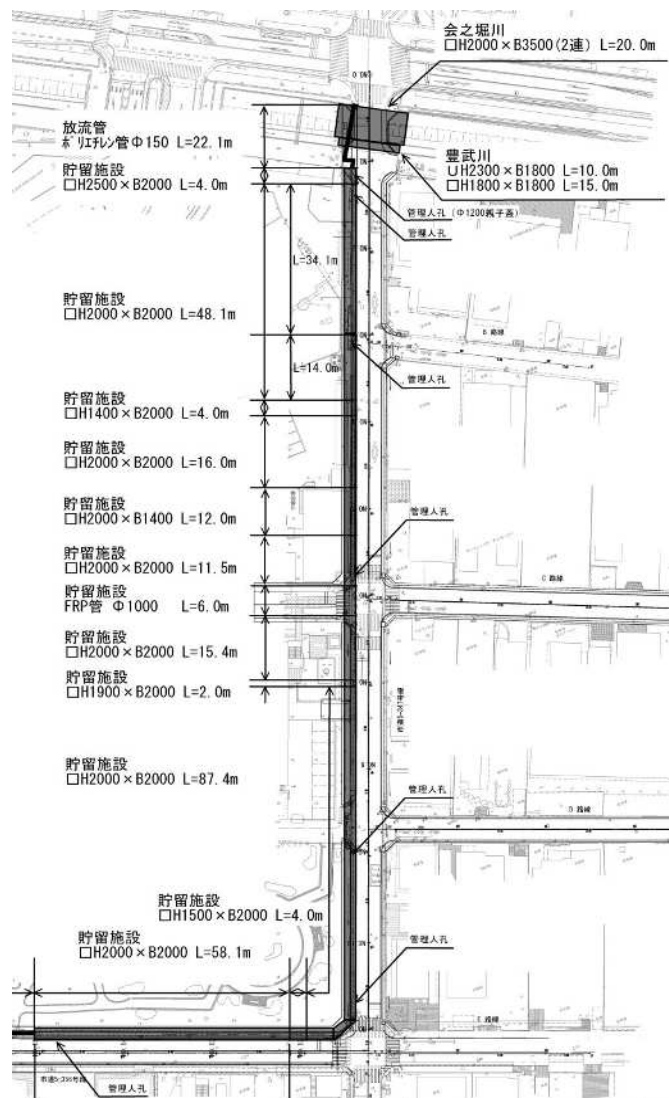
= 10.50 m³

谷原樋籠線地下道 集水桝清掃区間(N=128箇所)

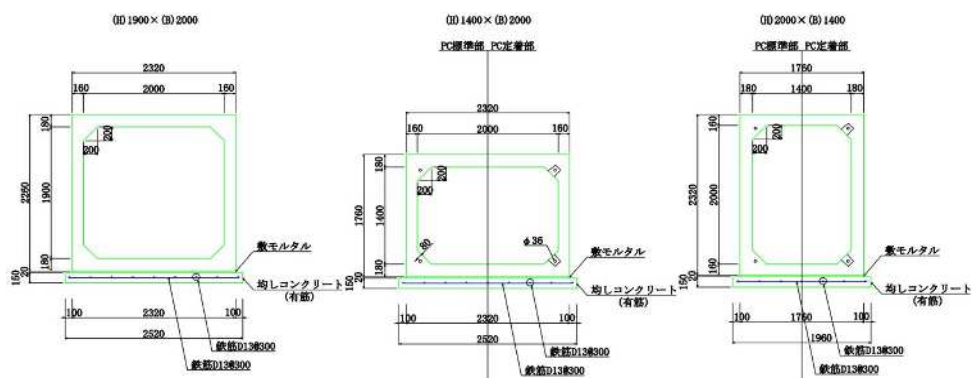
藤通り 集水桝清掃区間(N=69箇所)

堆積土砂 $0.50 \times 0.50 \times 0.10 \times (128+69)$ $= 4.93 \text{ m}^3$

排水槽平面図



排水槽断面图



$$\text{堆積土砂} \quad 250.5 \times 2 \times 0.05 + 18 \times 1.4 \times 0.05 = 26.31 \text{ m}^3$$

排水槽及びポンプ室清掃業務委託 特記仕様書

(目的)

第1条 本業務は、春日部市が管理する谷原・樋籠線地下道、東口せせらぎ歩道及び東口噴水に設置されている排水設備のうち、排水槽、ポンプ室及び集水桝等の清掃業務を委託するものである。

(業務概要)

第2条 本業務は、次の事項について行なうものである。

◎ 谷原樋籠線地下道

- 排水槽清掃・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 回
- 集水桝清掃・・・・・・・・・・・・・・・・ 128箇所 各 1 回
- ポンプ室等清掃(ポンプ室、スクリーン等清掃)
・・・・・・・・・・・・・・・・ 6月～12月及び3月の月1回計 8 回

◎ せせらぎ歩道

- 排水槽清掃・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 回
- ポンプ室等清掃(ポンプ室、ストレーナー等清掃)
・・・・・・・・・・・・・・・・ 10月の1回 1 回
- せせらぎ歩道清掃 1 回
・・・・・・・・ 6月～8月各4回及び3月の月1回計 13 回

※せせらぎ歩道清掃の水圧は15Mpa以下とする。

◎ 藤通り

- 集水桝清掃・・・・・・・・・・・・・・・・ 69箇所 各 1 回

◎ 区画街路1号

- 排水槽バキューム浚渫・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 回

(業務の指示及び監督)

第3条 本業務の受注者は、春日部市と常に密接な連絡をとり、その指示及び監督を受けるとし、工程に着手する時は承認を受けなければならない。

(清掃ごみの処理)

第4条 受注者は、自ら収集運搬作業を行うものとする。

- 2 汚泥は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守し適正に収集運搬、処分を行うとともに、マニフェストA票、B2票、D票、E票の写しを提出する。
- 3 受託者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に関連する各種許可証の写しを提出し、産業廃棄物処理委託契約書について結ぶものとする。

(安全管理)

第5条 業務の実施にあたっては、交通及び作業の安全確保に努めなければならない。

(その他)

第6条 本業務は、仕様書、契約書によるものとし、特に定めのない事項については協議のうえこれを定めるものとする。